

# 中央 労働時報

第 1214 号

労働委員会の窓から

岐阜県労働委員会会長 秋保 賢一

シリーズ この人に聞く労使関係・第13回

金子庸子氏（その1）

(元中央労働委員会使用者委員)

袖振りあうも多生の縁

連載：労使関係と人事管理の論点（第2回）

労使コミュニケーションの今後

大阪府立大学経済学研究科教授 野田 知彦

新連載：労働委員会の風景（第1回）

台湾での質疑

北海道大学名誉教授 道幸 哲也

〔不当労働行為事件の審査〕

〔集団的労使紛争の調整〕

〔個別的労使紛争のあっせん〕

〔実例 労働審判（第71回）〕

〔不当労働行為事件の行政訴訟〕

労使関係  
と  
労使紛争  
の  
専門誌

一般財団法人

労委協会

2017

## 労働委員会の風景

### 台湾での質疑

北海道大学名誉教授 道幸哲也

労働組合法の研究や議論は、日本では最近あまり熱心になされていない。やはりのテーマは労働契約や就業規則、さらにハラスメント等の個別的労働法の議論である。しかし、韓国や台湾では集団法関係の新立法がなされたこともある組合活動の保護や団交権のあり方について活発な論議がなされている。労組法七〇年の実績のある日本法に対する関心も高い。

とりわけ台湾では、二〇一〇年に集団的労働法が大改正され不当労働行為制度が成立したのでその傾向が顕著である。具体的には、新労働組合法は労働組合の自由化、自主化を目指し事業場を越えた労働組合の結成を認め、新労使争議処理法はストライキに対する規制を明確化するとともに緩和した。注目すべきは、不当労働行為の裁決制度を導入である。新たな試みとして、私法上の権利義務に関する「私権に属する」不当労働行為紛争（たとえば、解雇等）と私権に属さない不当労働行為紛争（たとえば、支配介入や団交拒否）に区別し裁決委員会の救済手続を定めている（詳しくは、劉志鵬「台湾団体的労働法の大改正」季刊労働法二三四号、王能君「台湾における労働紛争処理システムの現状と課題」日本労働法学会誌一六号、張智程「台湾の新集団的労働三法と不当労働行為制度」季刊労働法二四七号、裁決委員会の手続については、劉志鵬「台湾の不当労働行為制度とその実施状況」菅野先生古稀記念論集「労働法学の展望」等参考照）。

国立政治大学で集中講義を行う

昨年一一月の末に台湾の国立政治大学で日本の集団法についての集中講

義をしてきた。北大在職時に博士論文の指導をした林良榮君が同大学の労働法の先生となつたことから企画されたものである。講義の対象は、同大学や台湾大学の大学院生であり、四日間一五時間のスケジュールで二五名近くの参加があった。日本ではこんなに多くの院生が集まることは少ない。講義内容は、労組法の歴史、集団的労働条件決定システム、不当労働行為制度と労働委員会の役割等、労組法概論ともいうべきものであった。同時に、日本の労働法全体のシステムや直面する課題さらに労使関係の基本的特徴についても話した。

中国語はまったくできないので日本法にも造詣が深い京都大学助教の張智程君や日本語に堪能な大学院生、さらに林先生という豪華な通訳付きの講義であった。ただ、漢字圏なので、最初に全体の流れを板書してからその内容の説明をした。院生は全員、労働法や労働政策の専門家であり専門用語や論点についての理解が早くその点では楽であった。また、集団的労働法はホットな争点であったので関心も高く、多くの質問がなされた。

講義の間に院生が近くの居酒屋で歓迎会を開いてくれた。いわゆるコンパであり、このような機会が頻繁にあるかと聞いたところ、学部時代にはほとんどないということであった。ただ、この歓迎会では鍋や焼き鳥が出されさらにビールの一気のみで盛り上がり上るというインターナショナルな雰囲気であった。ビール以外のアルコールは出されず、その理由を聞こうと思つたが、飲んでいるうちにどうでもよくなり聞きそびれてしまった。このような交流の機会はまさに教師の役得といえる。時代の子である学生や大学院生に教える機会を持つこともそうである。

講義以外にも、政治大学の黃程貫、林佳和の両教授とともに不当労働行為制度の日台比較のシンポジウムを行った。黄先生は台湾の裁決委員会の会長でもある。私は、日本の労組法の特徴や労働委員会制度論とともに団交権保障のありかたについてやや詳しく話した。院生以外に労働部の幹部や組合活動家等八〇名近くが参加して活発な議論がなされた。かなり専門的な質問もあり日本の不当労働行為制度についての関心の高さが印象的で

あつた。裁決委員は兼職であり事務局体制も十分に整備されていないので裁決書を書く負担が大変だという愚痴も聞くことができた。

また、林良栄先生のコネで労働部を訪問し、麥蕙芳政務次長から裁決委員会の手続のレクチャーを受け審問廷も見学した。裁決委員会は、独立した組織というより労働部内的一部局という感じであつた。

### 権利問題や和解に關心

この台湾での講義等を通じて興味を示された、もしくは論議になつた事項は次の通りである。彼らの基本的な問題関心に他ならない。

その一は、団交事項や争議目的との関連でいわゆる権利問題がその対象となるかというものである。台湾では、利益紛争は対象になるが権利紛争は対象とならないので、なぜ、日本法ではそのように解せられるのかといふものであつた。確かに権利問題は裁判所等において処理しうるのでそのような疑問は理解しうる。

私なりに、権利問題も含めあらゆる労使関係事項につき労使が自主的に解決することが重要と捉えているからと解答しておいた。また、個別の権利義務に関する争いであつても、その帰趣や処理は他の労働者に対しても強い影響力があることも指摘した。いわゆる組合を通じた集団的解決に適した紛争に他ならない。

その二は、労働委員会手続きにおける和解の評価である。シンポジウムでは、団交紛争を念頭に労働委員会の処理スタンスを発表し早期の和解の重要性を強調した。日本の労組法は「確定命令違反」に対し過料を科すことによって命令を強制しているので命令確定後に命令を履行しさえするば（団交に応じたならば）効果的なサンクションが無いので早期の和解的処理が必要と指摘した。団交は使用者サイドのそれなりの納得も不可欠であることとも強調した。

この見解に対し、不当労働行為をなした使用者に対しては和解よりはむしろ命令を出したほうが労使関係が良くなるのではという疑問が出される

ことが多かつた。使用者の体質や不当労働行為の型によってはそのとおりであるが、こと団交事案については次の点に着目すべきと答えた。(1)団交、とくに誠実交渉の履行のためににはやはり使用者の納得が不可欠である。そのためには和解的作業を通じた説得作業が有効である、(2)団交はタイムリーになされる必要がありそのためには時間がかかる命令よりは早期の解決がなされる。(3)団交紛争は団交自体の促進では解決できない実体的問題をめぐる紛争（たとえば、解雇問題自体の解決）もあり、フレキシブルな解決ができる、(4)このフレキシブルな解決の一パターンとして解決金による処理もある、等々。

この(2)の点についてはなぜ救済命令を発するにつき時間がかかるか、(4)についてはその背景や解決金の額等の再質問もあつた。共通の問題関心があつたせいか白熱した議論になつた。もつとも、実際はこんなきれいに？議論が進んだわけではない。用語上の不当労働行為概念が同一であつても想定している実際の事件の質やイメージ、労使関係のありかた、労働委員会への期待の違い等が論議の前提にあり、その違いが少しづつ明らかになる過程でもあつた。

この認識のずれは議論しなければよくわからない。どのようなことが実際にどのような形で問題になつているかを一つ一つ具体的に掘り下げていかなければならない。「行政救済法理の特徴とその問題点」という空中戦レベルでは対処できないことである。最近の日本の労働法学会を見ていると、どのレベルでどのような議論をしているのかがわからない場合が少なくない。ロースクール化以降、空中戦さえなくなつた現状からすると、台湾での議論は刺激的なものであつた。